別表第八の二（第三十六条の六の二関係）

訓練技法習得コースの指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　教科

1　訓練の教科は、能力開発学科及び能力開発実技とする。

2　訓練の教科ごとに最低限必要とする科目は、次の表の教科の科目の欄に定めるとおりとする。

二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三　訓練期間

標準の訓練期間は、六月とする。

四　訓練時間

標準の総訓練時間は、六百時間とする。ただし、訓練の教科ごとの標準の訓練時間は、次の表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。

五　設備

1　訓練の教科ごとに必要な設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。

2　1に定めるもののほか、職業能力開発総合大学校の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

六　その他

本コースの修了については、普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法を習得することを要件とする。

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
能力開発学科 職業訓練原理 教科指導法 教育心理学 教育訓練マネジメント キャリア形成支援	三六〇	建物その他の工作物 機械 その他	大教室 教室 視聴覚教室 視聴覚機器 教材類
能力開発実技 教科指導実践実習 教育訓練マネジメント実践実習	二四〇		

別表第八の二（第三十六条の六の二関係）

短期養成課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　教科

1　訓練の教科は、指導力習得コースについては能力開発学科とする。

2　指導力習得コースの訓練の教科ごとに最低限必要とする科目は、次の表の教科の科目の欄に定めるとおりとする。

3　実務経験者訓練技法習得コースの訓練の教科及び教科の科目は、職業訓練指導員を養成するために適切と認められるものとする。

二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三　訓練期間

標準の訓練期間は、指導力習得コースについては一年とし、実務経験者訓練技法習得コースについては一月以上一年未満の適切な期間とする。

四　訓練時間

1　標準の総訓練時間は、指導力習得コースについては百四十四時間とする。ただし、訓練の教科ごとの標準の訓練時間は、次の表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。

2　実務経験者訓練技法習得コースの総訓練時間は、百四十時間以上とする。

五　設備

1　指導力習得コースの訓練の教科ごとに必要な設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとし、実務経験者訓練技法習得コースの設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものとする。

2　1に定めるもののほか、職業能力開発総合大学校の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

六　その他

指導力習得コースの修了については、特定応用課程の高度職業訓練を修了することを要件とする。

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
能力開発学科 教科指導法 能力開発支援法	一四四	建物その他の工作物 機械 その他	大教室 教室 視聴覚教室 視聴覚機器 教材類